別表五の二(一)付表一

「連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」

1 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号の3及び令第9条の3(連結個別利益積立金額)に規定する連結個別利益積立金額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領		注	意	事	項
「法人名」		連結親法人の法人名を記載するとと	もに、括				
		弧の中に連結個別利益積立金額の計算	を行う連				
		結法人の法人名を記載します。					
「区分」の「	積立金2」	(1) 「利益準備金1」以外の連結個別利	益積立金	左記(2)イ及	びロ	の「各
以下の空欄		額(税務上の否認金額のうち留保し	た金額を	連結法人	こにに	t, i	連結親
		含みます。) について、その名称を記載	載します。	法人が含	まれ	ます	0
		(2) 連結親法人が、自己の連結個別利	益積立金				
		額の計算を行う場合には、次によりる					
		イ 各連結法人の当期に係る連結法					
		帰属支払額(法第81条の18第1項(
		税の個別帰属額の計算》の規定によ					
		れる各連結法人が各連結事業年度					
		得に対する法人税の負担額として					
		る金額を支払うこととなる場合の					
		うこととなる金額をいいます。以					
		す。)、連結地方法人税個別帰属支 大法人税法第15条第1項《東統法					
		方法人税法第15条第1項((連結法) 法人税の個別帰属額の計算))の規定					
		算される各連結法人が各連結事業					
		方法人税の負担額として帰せられ					
		支払うこととなる場合のその支払	-				
		なる金額をいいます。以下同じです	-				
		連結復興特別法人税個別帰属支払					
		財源確保法第52条第1項(連結法)					
		特別法人税の個別帰属額の計算》	-				
		より計算される各連結法人が各連	結事業年				
		度の復興特別法人税の負担額とし	て帰せら				
		れる金額を支払うこととなる場合	のその支				
		払うこととなる金額をいいます。	以下同じ				
		です。)を受け取ることとなる場合に	こおいて、				
		空欄に「未収連結法人税個別帰属支	払額、未				
		収連結地方法人税個別帰属支払額	及び未収				
		連結復興特別法人税個別帰属支払	な額」と記				
		載し、その受け取ることとなる金	額(各連				
		結法人の「未払連結法人税個別帰属	額、未払				
		連結地方法人税個別帰属額及び未	払連結復				

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	載します。)。 なお、同付表の「確定4」の「期末現在未納 税額⑥」に外書(△印)の金額がある場合(す なわち、中間納付額の還付金がある場合) には、空欄に「未収還付連結法人税」等と記 載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額 (△印は付けません。)を記載します。	
「期首現在連結個別利益積 立金額①」	原則として、前期分のこの明細書の「差引翌期 首現在連結個別利益積立金額④」の各欄の金額 (更正又は決定があった場合には、その更正又は 決定に基づいて調整した後の金額)を移記しま す。 なお、前期が単体法人である連結法人にあっ ては、前期の別表五(一)の「差引翌期首現在利益積 立金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった 場合には、その更正又は決定に基づいて調整し た後の金額)をこの明細書の該当する欄に記載 します。	この申告が連結中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在連結個別利益積立金額④」の記載は必要ありません。
「当期の増減」	原則として、「減②」には間③」には同付表の「加算」の「留保②」の金額を、「増③」には同付表の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に応じて記載した「促払税金(仮払連結法人税、仮払連結地方法人税、仮払連結と人税、仮払連結と人税、仮払連結と人税、仮払連結と人税、仮払連にでは「増③」については「増③」については「増③」については「増③」については「増③」については「増③」については「増③」については「増③」については「増③」については「増③」については「増③」については「増③」については「増③」については、同付表と関係なく次によります。)、は、同付表と関係なく次によります。)、は、同付表と関係なく次によります。)、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、	(1) 「加大の大人)額連連未)し、税特た、興は地復の。損人地額法の払うのを人人)額連連未)し、税特た、興は地復の。損人地額法の払いのを人人)額連連未)し、税特た、興は地復の。損人地額法の払い。

- (2) 当期の中間納付額として納付すべき連結法人税、連結地方法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五の二(二)付表の「中間3」の「当期発生税額②」の金額を△印を付して「3」から「17」までのいずれかの空欄に「未納連結法人税、未納連結地方法人税及び未納連結復興特別法人税」と記載した欄の「増③」に、同付表の「中間9」及び「中間14」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「増③」の「中間」にそれぞれ記載します。
- (3) 当期中に支払を受ける利子等(当期末までにその利払期の到来しているものに限ります。) に係る道府県民税利子割額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五の二口付表の「利子割8」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税23」の「増③」の「中間」に記載します。
- (4) 中間配当積立金等を取り崩して剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。)若しくは利益の配当又はいわゆる中間配当(資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。)をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載します。なお、この金額は「繰越損益金18」の「増③」の金額に含まれることになります。

なお、この場合に会社法第445条第4項の規定により積み立てた剰余金の配当に係る利益準備金の額は、「利益準備金1」の「増③」に記載します。

- (5) 平成22年10月1日以後に適格合併に該当しない合併により完全支配関係がある被合併法人から移転を受けた譲渡損益調整資産がある場合には、令第9条の2第1項第1号ルに規定する金額を「減②」又は「増③」に記載します。
- (6) 適格合併、適格分割型分割又は適格現物分配により被合併法人、分割法人又は現物分配法人から移転等を受けた資産等がある場合には、令第9条第1項第2号から第4号までの規定に準じて計算した金額を「増③」に記載します。
- (7) 法人が有する完全支配関係がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合には、「区分」に「〇〇株式(寄附修正)」などと表示した上で、令第9条第1項第7号の規定に準じて計算した金額を「減②」又は「増③」に記載します。
- (8) 適格分割型分割により分割承継法人に移転

については「未払連結 法人税個別帰属額、未 払連結地方法人税個 別帰属額及び未払連 結復興特別法人税個 別帰属額21|の「減②| に△印を付して、同付 表の「損金経理をした 道府県民税(利子割額 を除く。) 及び市町村 民税17」及び「損金経 理をした道府県民税利 子割額18|の「留保②| の金額については「未 納道府県民税23」及び 「未納市町村民税24」 の「減②」にそれぞれ記 載します。

なお、連結法人税、 連結地方法人税及び 連結復興特別法人税 並びに連結法人税個 別帰属額、連結地方法 人税個別帰属額及び 連結復興特別法人税 個別帰属額の当期発 生額を損金の額又は益 金の額に算入し、「未 払金|又は「未収入金| 等により経理した場合 には、この明細書の 「3」から「17」までの空 欄のいずれかに「未払 金」又は「未収入金」等 と記載の上、その欄の 「増③」にその経理した 金額を記載します(未 収入金に相当する金額 は△印を付します。)。

(2) 当期中に剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、その積立額を「当期の増減」の「増③」に記載し、別表四の二付表において「減算」の「11」又は「50」から「54」

欄	記	載	要	領	注	意 事	項
	項第10号載記の記載 10回 20回 20回 20回 20回 20回 20回 20回 20回 20回 2	定でし連〕産減方金減巛損減価価償と却と額に。等結にに価法額価減が価損償却の超もを準 又個記つ償)を償価生償の却超い過に「減しの職きおけい去償じ去金資過ず額、減	じ、は川には『関い『却に『色質記れ』~②で、「自利し減資定い資資た超額産額かとそ」計、己益ま価産すま産産と過とにとか記のに、第一株積す償のです。にでき額減係当少載減記	立金額が開発した。 おり の では の で	金「記 期でりの入はおは各「③載は期記 の当益め益益額③した沙乗み名)という欄当」し、の載剰配又準に金金のは、沙乗み名)とは「個単し」とは「単し名当に傾取の1	のとうしたや削み頂る町ですこれのよの増した台は精文の83十分とうにま、算余立でも表減か記の印す期減ま金若こ金り額りま。欄期△す当の金で損の四算ら載増印(に」すのしれの崩は「れにの印。期確のた金に「「5 し減をそお「)配くら積し、減るにの印。第2000年)のでは、減るではので、第2000年)のでは、減るでは、1000円では、100円では、	増を「抹定処準のここの日を「けのい増」当まこ立と「②減付「後の分備額つ付「ま金のし積て③」、中係て繰繰」減し、、日に金にい表」で額「て立「」「利間るの越越ののて」当まよ等算てに又のを増記額当に「益配利た利損金
「繰越損益金18」	益剰余金の当期 付しに記載ではいることの ではいることの 大学であることの 大学では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	首。にとり期4名け度た上「とての及残をつく減」前4名はを場段引し計そび高記てこのの4の業きに内合記算の負	マ戯「女」)第所年まは書舗して気がイし期め増各1得度す、と割しす事その頂張利」業(の前)そしまた。業の	社在連結個別利益 は無無なのす。 は一般では、 は一般では、 は一般では、 は一般では、 は一般では、 は一般では、 は一般では、 は一般では、 は一般では、 に一般では、 に一般では、 に一般では、 に一般では、 のののでは、 のののでは、 の			

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
欄	額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額から当該負債の価額として級額をしての収益事業に関する帳簿に記載された金額では関する帳簿に記載された金額を開する帳簿に記載された金額を協っては協同に記しては第64条のようのがでは、といったのでは、といったのでは、といったのでは、といったのでは、というでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	注意事項
「未払連結法人税個別帰属 額、未払連結地方法人税個 別帰属額及び未払連結復興 特別法人税個別帰属額21」		連結法人税及び連結 地方法人税の中間納付 に係るものがある場合に は、「当期の増減」の「増 ③」の「中間」に記載しま

欄	記載要領	注 意 事 項
	(連結法人税個別帰属支払額、連結地方法人税個別帰属支払額及び連結復興特別法人税個別帰属 支払額については△印を付して記載します。)。	
「未納法人税、未納地方法人 税及び未納復興特別法人税 (附帯税を除く。) 22」	所得に対する法人税(連結納税の承認の取消 しに係る特別控除取戻税額、リース特別控除取 戻税額、使途秘匿金の支出の額に対する法人税、 土地譲渡利益金額に対する法人税及び連結特定 同族会社の連結留保金額に対する法人税を含み ます。)の本税、地方法人税の本税及び復興特別 法人税の本税の額を記載します。	
「未納道府県民税23」及び「未 納市町村民税24」の「当期 の増減」の「増③」の「確 定」の各欄	別表五の二〇付表の道府県民税又は市町村民 税の額の「期末現在未納税額⑥」の「10」及び「15」 の本書の金額をそれぞれ記載します。	別表五の二〇付表の「期末現在未納税額⑥」の「10」及び「15」に外書(△印)の金額がある場合(すなわち、中間納付額の還付金がある場合)には、「3」から「17」までの空欄に「未収還付道府県民税」等と記載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額(△印は付けません。)を記載します。

(注) この明細書は、連結親法人を除き、通常の場合には次の算式により検算ができます(連結親法人にあっては、この明細書に記載する「未収連結法人税個別帰属支払額、未収連結地方法人税個別帰属支払額及び未収連結復興特別法人税個別帰属支払額」から「未払連結法人税個別帰属受取額、未払連結地方法人税個別帰属受取額及び未払連結復興特別法人税個別帰属受取額」を減算した額と「未納連結法人税、未納連結地方法人税及び未納連結復興特別法人税」との間に差額がある場合には、その差額に相当する金額が検算式と不符合となります。)。

なお、当期中の適格合併、適格分割型分割又は適格現物分配により被合併法人、分割法人又は現物分配法人から 移転等を受けた資産等、法人が有する完全支配関係がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合及び適 格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産等がある場合には、これらの金額が検算式と不符合となります。

差引合計額「25」①

- + 別表四の二付表留保総計「56」②
- 中間分、確定分連結法人税個別帰属額・連結地方法人税個別帰属額・ 連結復興特別法人税個別帰属額・法人税・地方法人税・復興特別法 人税・県市民税の合計額
- = │ 差引翌期首現在連結個別利益積立金額「25」④

(3) 根拠条文

法2十八の三、令9の3

2 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の法第2条第17号の2及び令第8条の2(連結個別資本金等の額) に規定する連結個別資本金等の額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「28」及び「29」 の空欄	「資本金又は出資金26」及び「資本準備金27」 以外の連結個別資本金等の額について、その名	
0万元 11歳	称を記載します。	
「期首現在連結個別資本金	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在連結	この申告が中間申告で
等の額①」	個別資本金等の額④」の各欄の金額(更正又は 決定があった場合には、その更正又は決定に基	あるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」
	づいて調整した後の金額)を移記します。	及び「差引翌期首現在連
	なお、前期が単体法人である連結法人にあっ	結個別資本金等の額④」
	ては、前期又は分割前事業年度の別表五⊖の「差	の記載は必要ありませ
	引翌期首現在資本金等の額④」の各欄の金額(更	λ_{\circ}
	正又は決定があった場合には、その更正又は決	
	定に基づいて調整した後の金額)をこの明細書	
	の該当する欄に記載します。	
「当期の増減」	(1) 今第8条第1項第1号から第12号までの規	
	定に準じて計算した金額を「資本準備金27」か	
	ら「29」までの各欄の「増③」に記載します。	
	具体的には、次のような項目と金額になり ます。	
	³⁹ 。 ① 株式(出資を含みます。)の発行又は自己	
	の株式の譲渡をした場合(令第8条第1項	
	第1号イからリまでに掲げる場合を除きま	
	す。)に払い込まれた金銭の額及び給付を受	
	けた金銭以外の資産の価額その他の対価の	
	額に相当する金額からその発行により増加	
	した資本金の額又は出資金の額(法人の設	
	立による株式の発行にあっては、その設立	
	の時における資本金の額又は出資金の額)	
	を減算した金額	
	② 新株予約権の行使によりその行使をした	
	者に自己の株式を交付した場合のその行使	
	に際して払い込まれた金銭の額及び給付を	
	受けた金銭以外の資産の価額(法第61条の2第13項に規定する場合に該当する場合に	
	2 第13頃に規定する場合に該国する場合に おける新株予約権が付された新株予約権付	
	社債についての社債にあっては、その行使	
	の直前のその社債の帳簿価額)並びにその	
	直前の新株予約権の帳簿価額に相当する金	
	額の合計額からその行使に伴う株式の発行	

欄		己載	要	領		注	意	事	項
	により増	加した資	本金の智	頂を減算	〕した金額				
	③ 取得条	項付新株	予約権	(取得	条項付新株				
	予約権が	付された	新株子	約権付待	辻債を含み				
	ます。) に	ついての	取得事	由の発	生による取				
					寸した場合				
					斩株予約権				
					あっては、				
					長簿価額)				
	** * *				半う株式の				
	発行によ 金額	り増加し	た資本	金の観る	を減算した				
		会 笙及7ド	会笙 & :	冬笙 1 I	頁第4号イ				
					新たにその				
	出資者と								
					及び負債の				
					5号に規定				
					曾加資本金				
	,	,			司号イ又は				
					咸算した金				
	額(被合	併法人の	全て又は	は合併活	去人が資本				
	又は出資	を有しな	い法人	であるホ	場合には、				
	0)								
	⑥ 分割型	分割によ	り移転	を受けた	た資産及び				
	負債の純	資産価額	(令第	8条第	1 項第 6 号				
	に規定す	る金額)	からその	の分割類	型分割によ				
	る増加資	本金額等	(同号)	に規定で	する金額)				
					分割型分割				
					型分割に限				
					に係る分割				
					か2第4項				
	に規定す								
	· · · · ·				た資産及び				
					1項第7号				
					型分割によ する金額)				
	を減算し			(二)况(上)	の立領)				
			より移	転を受り	ナた資産及				
	0				た負債の純				
					号に規定す				
					こより増加				
					を減算した				
	金額								
	⑨ 非適格	現物出資	(法第6	52条の	8第1項の				
	規定の適	用を受け	るものに	こ限りま	ミす。) によ				
	り現物出	資法人に	交付し	た被現物	勿出資法人				
	· ·				寺の価額か				
					加した資本				
	金の額又	は出資金	の額を測	載算 した	上金額				

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	⑩ 株式交換(適格株式交換に該当しない無	
	対価株式交換を除きます。) により移転を受	
	けた株式交換完全子法人の株式の取得価額	
	(取得に要する費用が含まれている場合には、	
	その費用の額を控除した金額)からその株	
	式交換による増加資本金額等(令第8条第	
	1項第10号に規定する金額)を減算した金	
	額	
	⑪ 株式移転により移転を受けた株式移転完	
	全子法人の株式の取得価額(取得に要する	
	費用が含まれている場合には、その費用の	
	額を控除した金額)から株式移転の時の資	
	本金の額等(令第8条第1項第11号に規定	
	する金額)を減算した金額	
	⑩ 資本金の額又は出資金の額を減少した場	
	合(資本又は出資を有する法人が資本又は	
	出資を有しないこととなった場合を除きま	
	す。) のその減少した金額に相当する金額	
	(2) 令第8条第1項第13号から第19号までの規	
	定に準じて計算した金額を△印を付して「資本	
	準備金27」から「29」までの各欄の「増③」に記載	
	します。	
	具体的には、次のような項目と金額になり	
	ます。	
	① 準備金の額若しくは剰余金の額を減少し	
	て資本金の額若しくは出資金の額を増加し	
	た場合のその増加した金額又は再評価積立	
	金を資本に組み入れた場合のその組み入れ	
	た金額に相当する金額	
	② 資本又は出資を有する連結法人が資本又	
	は出資を有しないこととなった場合のその	
	有しないこととなった時の直前の連結個別	
	資本金等の額(資本金の額又は出資金の額	
	を除きます。)に相当する金額	
	③ 分割法人の分割型分割の直前の連結個別	
	資本金等の額に分割移転割合を乗じて計算	
	した金額(令第8条第1項第15号に規定す	
	る金額)	
	④ 資本の払戻し等(資本の払戻し及び解散	
	による残余財産の一部の分配をいいます。)	
	に係る減資資本金額(令第8条第1項第16	
	号に規定する金額)	
	⑤ 自己の株式の取得等をした場合(法第24	
	条第1項第4号から第6号までに掲げる事	
	由により金銭その他の資産を交付した場合)	
	の取得資本金額(令第8条第1項第17号に	
	規定する金額)	
l	⑥ 自己の株式の取得(適格合併又は適格分	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	割型分割による被合併法人又は分割法人か	
	らの引継ぎを含むものとし、上記⑤の自己	
	株式の取得等及び法第61条の2第13項第1	
	号から第3号までに掲げる株式のこれらの	
	号に定める事由による取得で同項に規定す	
	る場合に該当するものを除きます。) の対価	
	の額に相当する金額(令第8条第1項第18	
	号イ又は口に掲げる事由による取得にあっ	
	てはこれらに定める金額)	
	⑦ その連結法人(内国法人に限ります。)が	
	みなし配当事由(法第61条の2第2項の規	
	定の適用がある合併及び金銭等不交付分割	
	型分割を除きます。以下⑦において同じで	
	す。) によりその連結法人との間に完全支配	
	関係がある他の内国法人から金銭その他の	
	資産の交付を受けた場合又はみなし配当事	
	由によりその連結法人との間に完全支配関	
	係がある他の内国法人の株式を有しないこ	
	ととなった場合(他の内国法人の残余財産	
	の分配を受けないことが確定した場合を含	
	みます。) において、そのみなし配当事由に	
	係る剰余金の配当等とみなされる金額とそ	
	のみなし配当事由(その残余財産の分配を	
	受けないことが確定したことを含みます。)	
	に係る有価証券の譲渡対価の額とされる金	
	額(譲渡原価の額)との合計額からその交	
	付を受けた金銭の額及び資産の価額(適格	
	現物分配に係る資産にあっては、令第123条	
	の6第1項の規定により資産の取得価額と	
	される金額)の合計額を減算した金額に相	
	当する金額(そのみなし配当事由が合併(適	
	格合併を除きます。)である場合のその合併	
	法人にあっては、0)	

(3) 根拠条文

法2十七の二、令8の2